

平成二十五年内閣府令第五十一号

大規模災害からの復興に関する法律施行規則

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、大規模災害からの復興に関する法律施行規則を次のように定める。

（復興計画の作成等）

第一条 特定被災市町村は、その区域の全部又は一部が大規模災害からの復興に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項各号に掲げる地域のいずれに該当するかを明らかにして、復興計画を作成するものとする。

2 法第十条第一項第三号に掲げる地域に該当する地域をその区域とする特定被災市町村（同項第一号又は第二号に掲げる地域をその区域とする特定被災市町村等からの要請を受けて復興計画を作成するものとする。）

（土地利用方針の記載事項）

第二条 法第十条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 復興計画の区域における土地利用の基本的方向

二 復興整備事業（法第十条第二項第四号に規定する復興整備事業をいう。以下次条第二項、第四条及び第七条において同じ。）のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図

（復興整備事業に係る記載事項）

第三条 法第十条第二項第四号の内閣府令で定める事項は、名称、実施主体、実施区域、実施予定期間及び同号イ、ロ、ハ又はヘに掲げる事業にあつては種類とする。

2 前項に定める事項のほか、特定被災市町村等は、法第十条第二項第四号の内閣府令で定める事項として実施期間及び事業費に関する事項その他の復興整備事業に関する事項を記載することができる。

（内閣府令で定める軽微な変更）

第四条 法第十条第七項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二 前条第二項並びに法第十二条第一項、第十三条第四項、第十五条第一項、第十六条第三項、第十七条第二項、第十八条第一項及び第三項、第十九条第一項並びに第二十条第一項の規定による復興整備事業に係る記載事項の追加又は変更であつて、復興整備事業の趣旨の変更を伴わないもの

（復興協議会の公表）

第五条 法第十一条第七項の規定による公表は、復興協議会（以下次条第二号において「協議会」という。）の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとする。

2 前項の規定による公表は、特定被災市町村等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（協議における協議が困難な場合の理由）

第六条 法第十二条第二項の内閣府令で定める理由は、次に掲げるものとする。

一 法第十一条第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）を開催しないことについて、災害の発生により会議の開催が困難であることその他の合理的な理由があること。

二 法第十一条第四項ただし書の規定により、会議に係る同項各号に定める者が協議会の構成員として加えられていないこと。

三 病気その他やむを得ない事情により、会議に前号の者が出席することができないこと。

（届出対象区域の公示）

第七条 法第二十八条第二項の規定による公示は、届出対象区域（同条第一項に規定する届出対象区域をいう。）及び当該区域に係る復興整備事業の内容を明示して、特定被災市町村の公報に掲載して行うものとする。

この場合において、当該届出対象区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一 市町村、大字、字、小字及び地番

二 平面図

（届出対象区域内における行為の届出）

第八条 法第二十八条第四項の規定による届出は、別記様式第一の一による届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、特定被災市町村の長が、これらの図書を得ることができない正当な理由があると認める場合においては、この限りでない。

一 土地の区画形質の変更にあつては、次に掲げる図面

イ 当該行為を行う土地の区域を表示する図面

ロ 設計図で縮尺千分の一以上のもの

二 建築物その他の工作物（以下この号において「建築物等」という。）の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更にあつては、次に掲げる図面

イ 敷地内における建築物等の位置を表示する図面

ロ 二面以上の建築物等の断面図で縮尺二分の一以上のもの

3 前項第一号ロの設計図は、土地の区画形質の変更後における公共の用に供する施設の位置及び形状を、当該土地の形質の変更により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならない。

（届出の対象となる事項）

第九条 法第二十八条第四項の内閣府令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第十条 法第二十八条第五項の内閣府令で定める事項は、行為の設計又は施工方法のうち、その変更により同条第四項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（変更届出手続）

第十一条 法第二十八条第五項の規定による届出は、別記様式第一の二による変更届出書を提出して行うものとする。

2 第八条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

（取用委員会に対する裁決申請書の様式）

第十二条 大規模災害からの復興に関する法律施行令第五条の内閣府令で定める様式は、別記様式第二とする。

附則

この府令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年八月二十日）から施行する。

別記様式第1の1（第8条関係）

別記様式第1の1（第8条関係）
届出対象区域の公示に関する行為の届出書
大規模災害からの復興に関する法律第4条の規定に基づき、土地の区画形質の変更、建築物等の建設又は改築の建設、建築物等の用途の変更について、予部により届け出ます。

Table with 2 columns: 届出事項 (Application Item) and 届出内容 (Application Content). It details the submission of maps and plans for land use changes and construction.

- (備考)
1. 取締役が法人である場合には、当社は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載することとし、その代表者の氏名(取締役の代表)の記載を必要とする場合は、取締役の氏名(取締役)の記載を併せて行うことができる。
 2. 取締役の住所は、住所を記載することとする。
 3. 取締役の職名(取締役)については、取締役の職名(取締役)の記載を必要とする場合は、取締役の職名(取締役)の記載を併せて行うことができる。
 4. 「取締役の経歴」欄には、取締役の経歴及び当該取締役の経歴が明らかでない事項(取締役の経歴)の記載を必要とする場合は、当該取締役の経歴(取締役)の記載を併せて行うことができる。
 5. 「取締役の経歴」欄には、取締役の経歴(取締役)の記載を必要とする場合は、当該取締役の経歴(取締役)の記載を併せて行うことができる。

別記様式第1の2 (第11条関係)

別記様式第1の2 (第11条関係)

取締役会決議の記録簿における行為の変更届出書

年 月 日

期	届出者	住所
	氏名	氏名

大規模買収からの買戻しに関する法律第4条第4項の規定に基づき、取締役会の変更について、下記により届出します。

記

1. 届出の届出年月日 年 月 日
2. 変更の内訳
3. 変更届出に係る行為の番号 年 月 日
4. 変更届出に係る行為の完了予定日 年 月 日
5. 届出及び届出の届

(備考)

1. 届出者が法人である場合には、当社は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載することとし、その代表者の氏名(取締役の代表)の記載を必要とする場合は、取締役の氏名(取締役)の記載を併せて行うことができる。
2. 届出者の住所は、住所を記載することとする。
3. 届出者の職名(取締役)については、取締役の職名(取締役)の記載を必要とする場合は、取締役の職名(取締役)の記載を併せて行うことができる。
4. 届出者の経歴(取締役)については、取締役の経歴(取締役)の記載を必要とする場合は、当該取締役の経歴(取締役)の記載を併せて行うことができる。
5. 「届出者の経歴」欄には、取締役の経歴(取締役)の記載を必要とする場合は、当該取締役の経歴(取締役)の記載を併せて行うことができる。

別記様式第2 (第12条関係)

別記様式第2 (第12条関係) (A.4)

議 決 申 請 書

議決申請者	住所
氏名	氏名

大規模買収からの買戻しに関する法律第4条第4項の規定による議決の届出について、下記により議決を申請します。

記

1. 議決申請書の種類 (議決申請書の作成し、又は変更する場合にあっては、その旨)
2. 議決の事項及び議決の議決の記録の氏名及びその内訳
3. 議決の経過

年 月 日	議決申請者	住所
	氏名	氏名

取得委員会 届中

(備考)

1. 議決申請者が法人又はその場合は、議決申請することとする。
2. 「議決の経過」欄には、議決の経過(議決)の記載を必要とする場合は、当該議決の経過(議決)の記載を併せて行うことができる。
3. 「議決の経過」欄には、議決の経過(議決)の記載を必要とする場合は、当該議決の経過(議決)の記載を併せて行うことができる。
4. 「議決の経過」欄には、議決の経過(議決)の記載を必要とする場合は、当該議決の経過(議決)の記載を併せて行うことができる。
5. 法人の名称については、住所及び氏名、それ以外の法人の名称(取締役)の記載を必要とする場合は、当該取締役の氏名(取締役)の記載を併せて行うことができる。
6. 議決申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を必要とする場合は、当該議決申請者の氏名(取締役)の記載を併せて行うことができる。